

改正税効果会計基準が公表 議決 ― ASBJ

去る2月9日、企業会計基準委員会は第378回企業会計基準委員会を開催した。今回、審議された内容は次のとおり。

税効果会計基準の一部改正

「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等について、最終的な議論が行われた。

前回の議論からの変更点として、会計基準53項の連結納税を採用している企業の子会社における開示の有用性に関する検討について、次のように文案が見直された(下線は前回からの修正点)。

53項 (前略) 一方で、連結納税制度を適用している企業においても、税率差異の注記に開示される主要な項目並びに税務上の繰越欠損金(連結欠損金の個別帰属額)及びこれに係る評価性引当額の数値情報を利用して将来の税負担率を予測することが考えられるため、税負担率の予測の観点からは、評価性引当額の内訳に関する評価情報についての有用性は、連結納税制度を適用していない企業と基本的に異ならないと考えられる。(後略)

示された最終的な文案について、委員全員の賛成をもって公表議決された。

なお、委員からは、「本審議の過程で個別注記の問題が俎上に載ったが、連結と単体のあり方を整理していくべき」という意見が出された。

子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

第97回企業結合専門委員会(2018年2月10日号(No.1503)情報フラッシュ参照)で議論された次の事務局提案について、審議が行われた。

日本公認会計士協会会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」32項に基づく「のれんの追加的な償却処理は、減損会計を補完するものとして一定の役割を果たしてきたが、必ずしも有用な会計処理にすぎない可能性があるため、削除が適用であり、日本公認会計士協会に削除を依頼する。

委員からは、おおむね提案に賛成する意見が出された。

金融商品を国際的に整合性のあるものとする取組み

前回(2018年2月10日号(No.1503)情報フラッシュ参照)の親委員会承認された、金融商品を国際的に整合性のあるものとする取組みにつき、意見募集する進め方について議論された。

第123回金融商品専門委員会(2018年2月20日号(No.1504)情報フラッシュ参照)で出された意見をもとに、次のような意見募集の方向性が、事務局より示された。

仮に開発に着手する場合、その対象として「分類および測定」、「減損」、「ヘッジ会計」の3つの分野について、一部のみを対象とするか(たとえば、「減損」のみ、「分類および測定」と「減損」など)、すべてを同時に対象とするか、あるいは優先順位をつけてすべてについて順に取り組みかについて、国際的に整合性を図る意義と関連づけて、意見を照会することが考えられる。

委員からは、事務局案に賛成との意見が多数出された。事務局からは「それぞれのコストベネフィットの視点を、意見募集の際に盛り込めば回答しやすくなるかもしれないので、検討する」とのコメントもあった。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月12日(月)まで (注)10日は土曜、11日は休日のため	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成30年2月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
3月15日(木)まで	② 個人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年分) 所得税・贈与税・都道府県民税・市区町村民税・事業税・事業所税 ③ 国外財産調書の提出	
4月2日(月)まで (注)31日は土曜日、1日は休日のため	④ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ⑤ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヵ月延長(平成29年12月期) 2ヵ月延長(平成29年11月期) ⑥ 消費税確定申告(1ヵ月ごと)(1月期) ⑦ 消費税確定申告(3ヵ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑧ 法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑨ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1ヵ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3ヵ月ごと(4、7、10月期)	④～⑨ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑥、⑦ 消費税の課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 上記③については、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者(非永住者を除く)は、その年の翌年3月15日までに国外財産調書を提出しなければならない。ただし、同日までに死亡または出国した場合は除く(国内税の適正な課税を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律5)。		

IAS19号改訂「制度改訂、縮小または清算」、公表——ASB

去る2月7日、IASBは、IAS19号「従業員給付」を改訂する「制度改訂、縮小または清算」(以下、「改訂基準」という)を公表した。

改訂基準では、制度改訂、縮小または清算が実施され再測定が行われた際の取扱いが定められている。

改訂基準の内容

IAS19号は、確定給付制度の改訂や、縮小または清算が生じた際には、過去勤務費用や清算による純損益を計算するために確定給付負債(資産)の純額を再測定することを求めている。

改訂基準では、確定給付負債(資産)を再測定する際に、次の計算を求めている。

- ・再測定後の期間の当期勤務費用および利息純額は、再測定時に用いた仮定を用いて計算すること
- ・利息純額は再測定した確定給付負債(資産)の純額をもとに計算すること

これは、再測定後の期間に関する当期勤務費用や利息純額に關しては、再測定のためにアッ

プデートされた仮定を使用することが適切であると考えられたためである。

一方で今回の改訂は、経営者の決断によって制度改訂、縮小または清算が行われた場合を扱うものであり、IAS34号「期中財務報告」における「重要な市場の変動」による退職給付制度に関する仮定を見直す会計処理に影響を与えるものではないとされる。

適用関係等

改訂基準は、2019年1月1日以降開始する事業年度から適用される。

早期適用は認められるが、その場合にはその旨を開示する。一方で、初度適用企業に対する本改訂に関する免除規定は用意されていない。これは、IFRS S1号「国際財務報告基準の初度適用」は、IAS19号を遡及適用することを求めており、本改訂に関する遡及免除のみを認めることはIAS19号の他のすべての規定が遡及適用されることを考慮すると実益に乏しいと考えられたためである。

古代ギリシアのホメロスは、「イーリアス」と「オデュッセイア」の作者だといわれていますが、筆者は「ホメロス」と聞くと、褒めることがなくなったこと、「褒めロス」という言葉(筆者の造語)を思い浮かべてしまっています。

現代は、他者から褒められること・承認されること・認められることなどを渴望している時代のように感じます。SNSにおいて「いいね」を求める背景は、他者から承認されたいという欲求の表れでしょう。企業で社員研修の講師をする、「上司から褒められることがない」と語る受講者が少なくありません。友人・知人たちからは配偶者からもっと認めてもらいたいという声もよく聞きます。私たち大人は、他者を褒めることも、他者から褒められることも少なく、「褒めロス」の時代に生きていくといえるのかもしれない。

雪が降った翌日、街中の雪だるまをみながら歩いていました。雪国育ちの筆者は、いくつかの雪だるまをみて「なってないな」、「不格好だな」、「雪だるまの作り方や飾りつけのしかたをわかっちゃない」などと、心のなかで評論や粗探しをしていました。「ほお、立派な雪だるまを作ったな」、「頑張って作ったんだらうな」、「きつと楽しかったんだらうな」などと関心を示し、プロセスを認め、でき



を褒めることもできたはずですが。しかし、筆者はそのように雪だるまを褒めることはできませんでした。このように自分の物差し(雪国育ち、豊富な雪だるま作りの経験)で測ってしまうと、他者を褒められなくなるのだからと少し反省しました。職場でも同じことがいえません。部下や後輩を褒められないときは、今の自分のレベルと比較していたり自分が求めるレベルが高すぎたりするから

褒めるところをみつけれなくなるのでしよう。上司のよいところをみつけれないのは、上司とはこうあるべきだ、上司にはこうあってほしいという自分の価値観を基準に考えているからでしょう。他者を褒めるときは、自分の物差しではなく、相手の物差しで考える必要があります。部下や後輩が入社当時から比べてどれだけ成長したかをみれば、上司が自分たちのために努力してくれているところを探せば、褒められるところや認められるところはたくさんみつかるはずですよ。

もし、「褒めると」という言葉に抵抗があるのなら、「いいな」と思ったところを伝える、「ポジティブ・フィードバックする」、「具体的な例を挙げて感謝の気持ちを伝える」などの言葉に置き換えても構いません。いいなと思ったことを伝える職場は風通しもよく働きやすいのではないのでしょうか。褒められることをとおして、自分のことに関心を持ってもらっていると感じる人間関係は、心地よく安心感があります。そのような関係ができることで、「褒めロス」はなくなり、褒め言葉で満たされた「褒めフル」で豊かな毎日を通すことができるでしょう。(メンタルクリエイター 江口 毅)

収益に関する表示および注記、検討

—ASBJ、収益認識専門委

去る2月13日、企業会計基準委員会は第91回収益認識専門委員会を開催した。

主な議論の内容は次のとおり。

収益に関する表示および注記

(1) 収益に関する表示

これまでの「売上高」が「収益」に置き換わるかどうかについて明確にしてほしいというコメントが寄せられており、これについて、次のように事務局提案が示された。

本会計基準に基づき認識される収益の表示科目は、「売上高」や「営業収益」等の名称が考えられるが、強制適用時までに注記が追加された場合、追加される内容によっては、表示科目とも関連する可能性があることや、「売上高」はさまざまな規則で引用されていることから、現時点で決めるのは困難と考えられ、収益の表示項目についても、注記と合わせて強制適用時までに整理することが考えられる。

専門委員からは、強制適用時までに整理することには賛成意見が多かったが、「何も明記しないのも実務に影響がある。現在

理するが、実務の混乱を避けるため、早期適用時には個別の注記として開示することとした。

の実務で許容されているものを記載してほしい」との意見もあった。事務局は「結論の背景でいろんな実務があつて、それを妨げない旨を記載する」と回答した。

(2) 早期適用時における注記の開示例

早期適用時における注記の開示例を示すべきというコメントに対し、事務局は、重要な会計方針とするか個別の注記とすべきかについて、強制適用時まで検討する一方、実務の混乱を避けるために早期適用時における暫定的な取扱いとして会計基準の結論の背景に、次の記載を追加し、重要な会計方針を含めず、個別の注記とすることを記載することを提案した。

- ・ 77項の末尾に次を追加
なお、当該早期適用時の注記は、重要な会計方針の注記に含めず、個別の注記として開示する。
- ・ 133項の末尾に次を追加
当該注記を重要な会計方針の注記として開示すべきか否かについては検討が必要であり、本会計基準が適用される時までに、他の注記事項の検討と合わせて整理

るが、実務の混乱を避けるため、早期適用時には個別の注記として開示することとした。

専門委員からは、「最終的にはどちらかに決めてもらわないと実務が混乱する」という意見が聞かれたが、提案に賛意が示された。次回に文案を示す予定。

代替的な取扱い

消費税等の税込処理については、代替的な取扱いを設けないこととするが、税込方式から税抜方式に変更する場合の過去の会計処理に関する経過措置を会計基準に定めることが考えられるという事務局提案が示され、専門委員からは、「経過措置は必要ないのでは」といった意見が聞かれた。

なお、電気事業およびガス事業における検針日基準、ライセンスの付与については、検討を継続するとされた。

設例の追加・修正

有償支給取引については、今回は具体的な提案はされず、検討を継続するとされた。

可能性の閾値の表現

回収可能性に関する「過半であることが見込まれる」の表現について、専門委員から、「回収できない可能性が高い」「回収可能性のほうが高い」など、具体的な表現案も聞かれた。

資本性金融商品に関するノンリサイクリング処理の追加、引き続き検討

—ASBJ、実務対応専門委

去る2月7日、企業会計基準委員会は第114回実務対応専門委員会を開催した。

今回も前回(2018年2月10日号(No.1503)情報フラッシュ参照)に引き続き、実務対応報告18号に関する修正項目として、資本性金融商品に関する公正価値変動のノンリサイクリング処理(以下、「ノンリサイクリング処理」という)を追加すべきか否かについて検討が行われた。

前回の専門委員会等で聞かれた意見を整理すると、次のとおりである。

- (1) ノンリサイクリング処理を修正項目とすべきではない
- (2) 売却損益のみをリサイクリングし、減損の実施は求めない方法を検討するべき
- (3) 重要性の判断について考え方を明確にすべき
- (4) 修正しないことを認める要件を見直すべき

修正項目とすべきか、修正項目とした場合に減損の実施は?

事務局は、(1)と(2)について、

修正額が連結上の当期純損益に重要な影響を与える場合、原則として修正対象とし、一定の要件に当てはまる場合、注記を条件として修正しないことを認めるとする前回の提案を変更しないこととした。

重要性の判断基準

事務局は、修正項目を修正するか否かの判断は、企業において実態に応じた判断がされているとし、重要性の判断に関する定めを置かない考えを示した。
修正しないことを認める要件の見直し
主に次の3つの側面から見直しを求める意見が聞かれている。

- ① 修正を求めない場合の要件

をより原則的なものとして定めるべき

② M & Aによって新たに連結グループに組み込まれた子会社についても、修正を求めない場合に含めるべき

③ 関連会社について、修正を求めない場合に含めるべき

まず、事務局は①の意見を受け入れる場合、これまでの会計基準の表現を踏まえ、「修正することが実務上相当程度困難な場合」とし、その具体的な判断の指標を、「金融機関など、在外子会社等で多数の資本性金融商品の銘柄を保有している場合」と記載することを提案したが、専門委員からは、「例示か限定

会計

IFRS16号のヘンダーズメント手続について、議論

IASB、リース会計専門委

去る2月5日、企業会計基準委員会第76回リース会計専門委員会を開催した。

現在、エンドースメント作業部会でIFRS16号「リース」に関する議論が行われており、リース会計専門委員会からの参考意見も聴取することを目的として再開された。

今回は、IFRS16号の概要、影響分析、およびEUにおける

か?」「金融機関だけ特別扱いしているように見えるため、記載すべきでない」等の声が聞かれた。

次に、②については、修正対応が困難な場合の要因が、M & A取引の形態によるものではなく、在外子会社等で保有する資本性金融商品の多寡によると整理できると考えられ、修正を求めない場合の例示とするまでには至らないとの考えを示した。

また、③について、実務対応報告24号の「在外関連会社において情報の入手が実務上極めて困難な場合」を18号の修正を求めない場合の例示とし、「修正しない旨」を注記することを提案した。

エンドースメントの状況について説明がされ、それを踏まえたうえでエンドースメント手続に係る論点の審議を行った。

IFRS16号の概要

エンドースメント作業部会でIFRS16号の概要についての説明がされたのと同様に、基準の内容や会計モデルに係る論点について事務局から説明がされた(詳細は、2017年12月10日

号(No.1498)、2018年1月10日・20日合併号(No.1501)情報フラッシュ参照。

IFRS16号の影響分析

IASBは、IFRS16号の影響として次の事項が予想されるとしている。

- ・ 上場会社のほぼ半数について、報告する金額に影響がある。
- ・ オフバランスのリースの使用は、一部の業界および企業に集中している。
- ・ 少額資産のリースについての免除が、完全版IFRSを適用する小規模企業にとって便益になる。
- ・ 多くの小規模の非上場会社はIFRS16号の影響を直接には受けない。

EUにおけるエンドースメント手続の状況

欧州財務報告諮問グループ(以下、「EFRAG」という)は、IFRS16号について、利害関係者への影響、コストと便益などの観点からヨーロッパの公益に資すると評価し、また、EUエンドースメントの技術的要件も満たすと評価した。

これを踏まえて、EFRAGは、2017年3月にIFRS16号をエンドースメントすることを推奨する内容のアドバイス・レターを欧州委員会に提出

経理用語の豆知識

単元株式



株式会社は、任意の数の株式を1単元と定めて、株主総会での議決権や株式を売買する際に必要な一定の株式数を決定する。単元株式数は定款で定めておく必要がある。会社が数種の株式を発行する場合には、それぞれの株式の種類ごとに単元株数について定めなければならない。

単元株式数は、1,000株および発行済株式数の総数の200分の1に当たる数が上限とされている。また、単元株式数に満たない株式は単元未満株式となる。単元未満株主は議決権等の一部の権利が制限されることがある。単元未満株式の株主は、自己の有する単元未満株式を株式会社に対して買い取ることを請求することができる。

上場企業については、投資家の利便性を向上することを目的として、上場国内国株式の売買単位を100株単位に統一するための取組みが進められている。そのため、最近では単元株式数を変更するとともに、株式併合を行っている企業が多くみられる。

した。欧州委員会はこの受け、2017年11月にIFRS16号を採用した。

IFRS16号のエンドースメント手続における論点の整理

次の①～⑤の論点が表示されたうえで、今回は①についてのみ審議がなされた。

- ① すべてのリースに係る資産および負債の認識
- ② 単一費用認識モデル
- ③ 貸手の会計処理
- ④ セール・アンド・リースバック取引
- ⑤ 開示

IASB事務局は、エンドー

メント手続の観点で「削除または修正」を行い、意見発信するまでには至らないという考えを示した。

その理由として、IASBやEFRAGが基準開発に着手したのは、従来のリース基準が2分法になっており、解約不能リースに係る支払義務が負債として多額に認識されずに注記のみで開示されていることに問題意識があるからであり、その問題意識への対応はIFRS16号の基準開発により達成されている点等を挙げた。

今回は、②以降の論点に関する審議がされる予定。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年2月6日	金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)	金融庁	FDルールの趣旨・意義や情報管理の範囲、企業の将来情報に関する議論等の取扱いなど、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すもの。本ガイドラインの適用は、2018年4月1日から。 http://www.fsa.go.jp/news/29/syouden/20180206.html	—
2018年2月9日	経営研究調査会研究報告第61号「サステナビリティ報告におけるマテリアリティに関する現状と課題—効果的なESG情報開示に向けて—」	JICPA	日本企業のサステナビリティ報告におけるマテリアリティに関する現状と課題点を明らかにし、今後の取組みの方向性を探ることを目的として取りまとめられたもの。 http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20180209dif.html	—

アメリカの株価急落の背景

金融

アメリカの株式市場での株価急落が、主要国の市場全体に警戒感を与えている。今年に入って1月26日に史上最高値の26,616.71ドルを付けた後、2月に入って前日比1,000ドル超の史上最大の下げ幅を記録した。

リーマンショック時の下落以来、大きな押し目があったにもかかわらず、相場下落の動きも大きくなくなった。アメリカの10年国債の利回りが2.8%台をつけ、上昇に弾みがついていただけに、当初は金利上昇の株価への影響が指摘されていた。また、現時点ではVIX指数の先物取引を指摘するなど、VIX指数を下げ幅拡大の一因に挙げる報道が多くなっている。

VIX指数は、シカゴ・オプション取引所がS&P500のオプション取引のボラティリティをもとに算出している指数で、恐怖指数としても知られている。ボラティリティは今後想定される株価の振れ幅をもとに変化するため、上値への振れより下値不安の増大で大きくなりやすい。

リーマンショック後の約10年

の間に、ほぼ一本調子の上昇トレンドを描いてきたNYダウに象徴されるアメリカの株式相場の安定感が、オプションのボラティリティの低下とVIX指数の低位安定を常態化させてきたといえる。それだけに元となる株価の急落と下値不安の増大は、そのままVIX指数の急上昇につながった。

株価乱高下、いつまで続くのか

証券

急上昇がある。株式市場の関係者のなかには、アメリカ経済が好調であることを理由に、この株価下落は一時的な下落に過ぎないとの指摘もある。

しかし、債券バブルの終焉にもつながりかねないアメリカ長期金利の急上昇は、経済全体のお金の流れを変えざるばかりか、それ自体、株価の適正な水準を押し下げ、割高とみなされることになる。トランプ政権の減税政策と歳出拡大は、米国債発行残高拡大を招き、長期金利上昇から株価への悪影響を免れられない状況となってきた。

株価というものはいったん大きく下落すると、その後は乱高下が避けられない。株価のリズムが崩れ、投資家心理の動揺が激しくなるからだ。アメリカを筆頭に日本などの各国株価は2月上旬から乱高下が続いている。

この乱高下の取束に影響を与えるのは、これから発表されるアメリカのインフレ率、雇用、賃金などの経済指標の動向だ。株価の下落、乱高下の時期は強い経済指標が現れると、一層のインフレ率や金利の上昇を懸念

して株価下落に拍車がかかる。しかし、時間が経つにつれ、経済指標の動きがさらに激しくなることがない限り、そうした反応も鎮まっていく。そして、企業収益の見直しからすると、米株価は次の上昇軌道を模索していくことになる。今回の株安は少し日時のズレはあるが、日本の相場格言にいう「節分天井、彼岸底」となる感じがする。なお、米長期金利については、トランプ大統領の目玉政策である大幅減税がこれから影響することが予想される。税収の減少

は結局、国債の増発でカバーすることに。そのため、長期金利に上昇圧力がかかる。貯蓄率の低いアメリカ経済は、減税すれば政府支出を削減しないかぎり、こうなってしまうのである。

型破りのトランプ大統領が登場したとき、米株価は歓迎相場を実現させた。その理由は、トランプ大統領が法人税を大幅に引き下げると公約していたからだ。それが実現すれば、企業の純利益は増加し、株価には好材料となる。減税法案を可決させたため、日本企業の米子会社でも減税効果で純利益の上方修正という報道が相次いでいる。1月下旬までの株価上昇には減税効果もあつたはずだ。しかし、今後は減税のマイナス面にも注意を払う必要がある。

以前の世界同時株安では日本株価は下落幅の大きさが目立つことが多かったが、今回はそれほどではない。その理由は今回、円高・ドル安がわずかしかなかったから。以前は米株式から退出した資金がリスク回避のために円買いに向かったが、今回はその動きが穏やかであった。今後も日本株価は、米株価の動向だけでなく為替相場の動向にも強い関心を持つ必要があることには変わりない。